## 經學大國帝都京

號

所得税均等貧擔の理想と實現(二、完)法

學

土

汐

見

郞

經濟學不進步の原因に就きて.....

法

學

1:

石

Ш

嫝

法

學

土

本

庄

樂治

郞

明治の米價調節(六)……………

鎌倉時代の家族制度(三)…

文學博士

=

浦

周

行

法學博士

神

戸

Œ

雄

酒の政府專賣と公益………………

勞賃の經濟的及ひ道德的性質( 論 說

法 學博士

H

島

錦

治

## 現代方便生活と社會の問題 時事問題

戸

田

海

市

諸國行政統計書の 雜 の勞働 )梗概() 市場 餱

戦後の獨逸

手形交換所制度論(二)………

泩

法學博士 法學博士 學 士 財 Ш 大 本 部 森 美 研 靜 越

冶

造

乃

通答第五十八 大正九年四月發行

論 說

の經濟的及び道德的性質

田

島

銷

冶

失のミラボーが『凡そ人は盜賊又は乞丐にあらさる限りは皆給料取 (Salariès) なり』との語は亦 るへからすして、遊手浮食の徒は人にして人に非す、宜なる哉乞食を呼ひて非人といふこと。又 と。孟子は曰く『大人の事あり小人の事あり』と。凡そ人は必す精神的又は肉體的勞働を爲さゝ 健なり、君子以て自ら彊めて息ます』と。詩 **勞資の經濟的及び道德的性質(一)** (魏國風伐檀の篇)に曰く『彼君子み、不言素餐;み』

第十名 (第四號

四五五五

の恩を感受し、自然の徳を體現すへき良智良能を具備す。故に易

(乾の卦の象)に曰く『天行は

夫れ勞働は人類の最要なる經濟的行為にして且道德的行為なりとす。人は萬物の靈として天地

第一

一節

勞働者及ひ勞賃

**種質を値ひすへし。** 

b, 業者の勞働は後者に屬し、 及無形財貨の價値は之か生産に要したる勢働に對する報酬を含むは勿論なり。 き意味の勞賃若くは給料を稱し、 凡そ人は或結果を得んことを目的として勞働す。 診療教育防戰辯護等の無形財貨(人的勤勞)を生産す、 從て無形的勞働と有形的勞働との別を生す。 有形財貨を生産し又は其生産を直接に幇助す。 此の報酬を得る人を廣き意味の勞働者と謂ふ、 例へは醫者教師軍人辯護士等の勞働は前者に屬 而して此結果に無形的なると有形的なるとあ 而して農工商運輸銀行等通常謂ゆ 然り而して是等の 此勞働 前掲ミラ の報酬 有形 る實 を廣 1 0

約上の報酬を勞賃若くは給料といふ。 非すして、 は鐵道賃錢、 に於ては從來賃銀又は勢銀の名稱あれとも現品支拂の場合も亦尠なからす、 此狹義の勞働者は農工商鑛山運輸等の容種の業務に從事する雇人手工勞働者技師支配人等を含 れても |現今の通用語に於て勞働者といひ勞賃若くは給料といふは斯の如き廣き意味のものに 唯私的企業者に雇傭せらるゝ人々を指して勞働者といひ、其企業者より受くる所の契 運賃、 家賃等の語と混同するの虞あるを以て余は勞賃又は給料の語を選擇した 而して此報酬は現今多く貨幣を以て支辦はるゝか故に我國 **叉賃銀と稱するどき** 

み

中には非常に巨額の年給を受くる者すらあり。

米國に於ては或勞働者は僅かに五十個の日給

謂ゆるサラリエ

は之に同

を受くるに過き さるに他の者は五十萬弗义は 以上の 年給を受くると云ふ ( Seager, Principles of

Economics, 2 ed., New York, 1917. p. 244)°

各國の慣習は之を勞働者と區別し、 又官吏公吏は國及ひ地方團體の任命する所の者にして之を勞働者と稱し得へきか如しと雖 其受くる所の報酬は年俸又は俸給と稱し、 勞賃とは稱せす。

且官吏の職務は法令に因りて定まり、其俸給も亦同く之に因りて定まり、民間勞働者の勞働條件

とす。但し宮公營の製造場、鑛山、鐵道等に雇使せらるる勞働者は此限に在らす。最後に各人の 織するを得す、而して公吏も亦之に准するものなるか故に官公吏は通常勞働者と區別するを正當 厳格なる服務規律を遵守するを要し、民間勞働者の如く同盟罷業を爲すを得す、 か自由契約に由り、 叉其勞賃の額か重に需要供給の法則に從ふと大に趣きを異にす。 又勞働組合を組 月叉官吏は

想の進歩と相待ちて漸く下女下男の拂底及ひ其給料の騰貴を來したり、 家庭に於て罹使せらるゝ下女下男も亦通常の勞働者の外に置かる。蓋し輓近産業の發達は自由思 トーシッグ氏は口く『米

幣的給料は往々殆んと同額なるも、下女は此上に食と住との支給を受くるか故に全體の給料は邎 國に於て工場又は商店に雇はるゝ婦女の受くる勞賃は下女の受くる者よりは低し、縱仓両者の貨 ינל に高し、 其重なる理由は氏 主 的 社 會に在りては下女の務は鼻しき地位で考へられ嫌はる

**勞資の經濟的及ひ道德的性質(一)** 第十名 (第四號 三

…歐洲諸國に於ては米國程に自由思想及ひ平等の欲求

þ,

爲めなり:

か熾烈ならさるを以て、

斯

第十卷

其一身及ひ其時を處置する自由甚た少きか爲めに、僕燠の職に就く者は益々減少せり』を(Gide 事は多少其嫌忌心を引起すものなり、此動念の爲めに、及ひ事實上彼等か産業勞働者に比するに Vol II, p. 125)。然れとも歐洲に於ても 亦同一の趨勢行はるゝは 佛國經濟學者ジード氏の言に徵 の如き考慮も薄く、 國中流家庭の經濟生活か此下婢の拂底及ひ其給料の昂騰の爲に早晩變革を促さるへきものなるを ひ家族的道徳の支配を受くること益々減したるは時世の變遷の自ら然らしむる所にして、 給料は通常の勞働者の給料の直接影響を蒙むること益々甚しくして、復昔時の如く封建的慣習及 Principes, 14ººº éd. 1913, p. 550)。此趨勢は近頃我國に於ても亦目擊する所なり、 と異なる、 して明かなり。 氏は曰く『僕婢(domestiques)は經濟上より見るに通常の給料取 (salariès ordinaires) 卽ち彼等は生産業に使はるゝ通常の雇人に非す、又彼等の一身か常に主人に從屬する 隨て下女の給料は遙かに低し』と (Taussig, Principles of Economics, 1911, 蓋し現今僕婢の 余は我

掲の家庭的僕婢の職務に同しと雖も、其盈益的事業に施さるゝの點に於て又之と異なる。官公吏の 者の利潤の源泉は其營利的生産物の價値に在り、而して此價値の大小は貨幣を以て測定せられ得 俸給か勞働者の給料と同視すへからさるの根據は實に此點に存するなり。 官公吏の職務は民間企業者及ひ勞働者の如く營利的生産事業に施さるこものに非さるの點は前 勞働者の給料及ひ企業

受する所となるものなり。一般國民は此公益的無形的生産物を享受するか故に、他語を以て言へ て測定し得へきに非す。國家それ自身は恰も企業者の如く、官吏は恰も其雇傭勞働者の如き觀 ものなり。 合衆的報恩の實行は謂ゆる負稅能力主義に從ひ各人は其財産所得に適應して此租稅を分擔すへき は其恩德遍ねく一般に及ひ、各個人に就て之を貨幣的に測定し得へきものに非さるか故に、之か は彼等は國家の合衆的施恩を享くるか故に彼等は國家に對して合衆的報恩の舉に出てさるへから りご雖も、 るなり。 る か故に企業者の利潤及ひ勞働者の給料は或割合を以て此生産物の貨幣的價値の中より分配さる 換言すれは租税を納めさる可からす。而して彼等の國家より受くる所の公益的無形的生産物 之に反して官公吏の公職の結果たる公益的生産物は無形的にして決して正確に貨幣を以 彼等の無形的生産物は決して彼等の間に分配せらるゝものに非すして、一般國民の享 而して官吏の俸給は他の國費を共に此租税收入より支拂はるゝものなり。(公吏の職務

一旦法令を以て定められたる官吏の俸給率か數十年を經過して尚ほ改正せられさる事往々これ有 其總額は他の國漿と共に國の豫算に計上せられ、其增減は國會の協贊を經さる可からす。 て且緩漫なりとす、何となれは前にも述へたる如く、官吏の俸給は法令に由りて定まり、而して 民間の勢賃の高低か官吏の俸給に間接的影響を及ほすこと無からすと雖も、其は甚た徴賜にし 是故に

勞資の經濟的及ひ道德的性質(一)

(第四號

Ŧ

四五九

及ひ俸給も亦之に准すへきか故に説明を省く)。

þ 我國の如きは卽ち此例にして、近年特に大戰の中後に於て異常なる一般物價の騰貴は官吏の (real income) を三分一以下に減し、而して政府は辛ふして五割上下を臨時手當とし

**公益的無形的生産事業の頭腦に貧血するは良とに寒心に堪えさる所なり。** とする低能者なるへきの虞あり。要するに國家の體軀か營利的有形的生産事業の腸胃に充血 而して之か補充は官職を踏臺とせんとする野望政治家又は官廳を救貧院とし當分の饑渇を凌か て増給したるに過きす。斯かる場合に於て官吏中官を罷めて民間事業に趨るの傾向漸く甚しく、

第一、獨立して或種類の勞働を爲す職業者は之に屬せす。第二、僕與は之に屬せす。第三、官公吏 に勞賃なる稱か最も適切なりと余は思考す、但し世上一般には尚ほ賃銀勞銀の稱か並ひ行はるゝ に對する報酬を勞賃又は給料といふ。(僕婢の主人より受くるものをも亦給料又は給金といふか故 は之に屬せす。 以上縷説したる所を括れば謂ゆる勞働者とは營利的生産企業に雇傭せらるゝ給料取を意味 而して此狭義の勢働者か自由契約に由りて其雇主たる企業者より受くる所の勢働

て勢賃の經濟的及ひ道德的性質を學理的に論究して、聊か此等實際問題の解決に功ありと信する 會問題勞働問題勞賃問題と稱する實際上最も困難なる問題を構成す。 此狭き意味の勞働者及勞賃は啻に經濟學理上甚た重要なる研究主題たるのみならす、 余は本論文に於ては主とし 調ゆる社

を注意すへし)。

調示を興ふに止めんと期す。

第二節 勞賃制度の發達

視し、勞賃を以て商品の價格と同一視するに至りたり。 さるへきものに非する認むるか故に、 智能上の福祉を以て最重要なる國際事項なりと認め、 る平和條約の中勢働の一般原則に於て、餘約國は産業に從事する勞賞生活者の身體上道德上及ひ に考察して、社會的道德的に論究したる者甚た尠なかりしか如し。其弊や勞働を以て商品と同一 余惟ふに從來經濟學者の勞賞を論するや、大抵單純なる經濟上の見地に於てし、 勢働條件を規律する方法及ひ原則中、 特に修約國は勞働を以て單なる商品と看做 然るに今や世界的大戦争を終結せしめた 左に掲くるものを以 功利的個人的

て特別且緊急の必要あるものと認めたり。

二1、使用者又は被用者(企業者又は勞働者)か一切の適法の目的の為に結社するの權利。 **勢働は單に貨物叉は商品と認むへきものに非すとの前記基本原則。** 

三、其の時及ひ其の國に於て相當と認めらるゝ生活程度を無待するに足る勞賃を被用者 (勞働

者)に支拂ふへきこと。

四、一日八時間又は一週四十八時間の制を實行するに至らさる諸國に於ては之を其の到達の目 勞資の經濟的及び道德的性質(一) 第十卷 (第四號 t 四六

標として採用すへきこと。 論 説 秀資の經濟的及び道德的性質(一)

Ξį 日曜日を成るへく包含し、二十四時を下らさる每週一回の休息を與ふるの制を採用すへき

六、兒童勞働を廢止すへきこと、及ひ年少者の勞働に對し其敎育を繼續することを得、 の正當なる發達を確保すへき制限を設くへきこと。 且身體

乜 同一價値の勞動に對しては、男女同額の報酬を受くへき原則。

八、各國か其の法令に依り定むる勞働條件に關する標準は適法に其國に居住する一切の勞働者 に對する衡平なる經濟上の待遇を確保すへきこと。

九、各國は被用者の保護を目的とする法令を勵行する爲監督の制度を設け婦人をして之に參加 せしむへきこと。

各種勞働者保護の法令か規定實施せらるゝの機運に向ひたるは、吾人の歓喜措かさる所なり。然 失れ斯の如く國際條約に於て各國間に勞動及ひ勞賃の道德的性質か承認せられ、之に基つきて

賃制度發達の概要を叙し、後節に於て勞賃に關する二三の重要なる學説を論評せんと欲す。 可からす。而して實際と學説とは互に因果關係を有するものなるを以て、余は先つ本節に於て勞 れても斯の如きは實際上種々の道程を經、及ひ學說上幾多の變遷を閱したる結果なるを知らさる

現時の産業界特に工業界に於て行はるゝ所の勞賃制度 (the wage system, le salariat) は歴史上

力に由りて、專ら、又は主として其家族の需要する物品を生産したりしか故に、 漸々に發達し來りたるものなり。蓋し古書家族經濟の時代に於ては家長は其家族家人奴婢等の勞 雇傭勞働者なく、 又勞賃も無かりしなり。但し此時代に於て貧しき自由民か臨時に富者に雇 末た現時の如き は

都市經濟の時代に迨ひて、 交易及ひ分業は漸く行はれ、貨幣は漸く流通するに至り、 他人の需

同業社 (the gild, die Zunft, la corporation)

の組織は漸

時の雇傭勞働者と同一視すへからさるは勿論なり。

て其家の奴婢の勞力の不足を補ひ、之に對して報酬を受けたることあり。

然れども是れ固より現

要に應する為の各種の産業は發達し、

ひ徒弟は工主の家庭に同棲し、家庭に接續せる工場に於て小規模なる生産を爲し、彼等の間の關係 (apprentice, Lehrling, apprenti) が互に相頼り相扶けて、共同の生活及ひ生産を為し、即ち職人及 行はれ、工主 (the master, der Meister, le patron) 職人 (journeyman, Geselle, compagnon) [徒弟

は恰も家族に似たる者なりしは、實に我國語の親方弟子又は親分子分兄弟分、及ひ佛語の か示す如しさす。而して職人は工主より給途を受くと雖も、是は現時の勞賃の如く自 patron,

弟は一定の年期を勤むれは皆職工に進むを得、 由契約に由りて定むるものに非すして、慣習又は同業祉の規定に由るものなりしなり。 職工は其技に熟達すれは多くは工主に進むを得た 且當時徒

**勞資の經濟的及ひ道德的性質(一)** 

(第四號 四六三

論 説 勞資の經濟的及び道德的性質(一)

上は永久懸隔的なると大に其趣を異にせり。此産業界の狀態は歐洲中世及ひ近世を通して繼續 るか故に此三者の關係は上下連繫的にして、 現時の雇主と勞働者とか法律的は對等にして、

而して我國に於ては中古より足利德川両時代に亘り及ひ明治の初期まて存在したりき。

級との對立を見るに至りて、 の土地に移るを得、主として自由競爭及ひ需要供給の法則に由りて定まる所の價格を以て其勞力 を解雇するを得、 者は從來の窮屈なる同業祉の羈絆を脱し、任意に新なる工業を企て、勞働者を雇ひ入れ、又は之 於ては佛國革命の少し前、及ひ後に於て、 を失ひて大資本主及ひ大商人か之に代り、 及ひ多敷の勞働を要するに至りて、 を竇るを得て、任意に雇傭に應し、又は之を辟するを得たり。 然るに近世歐洲に於て謂ゆる國民經濟の時代に進み、 他方に於ては勞働者も其好む所の職業を選みで之に就くを得、又は其欲する所 謂ゆる勞賃制度は一般に行はるゝに至りたり。 從來の同業社の組織は破壞し、 産業自由の法制が漸く採用せられ、一方に於ては企業 漸く資本主義の産業起り、 生産の規模は益々大となり、 此實際狀態の反映として勞動を商 小規模なる工主は漸く其存在 遂に企業者階級と勞働者階 歐洲の重なる國々に 巨額の資本

重なる利益を占むるを得、 此勞賃制度の下に於て企業者と勞働者とは外形上は平等なれるも、 彼等か經濟上社會上並ひに政治上に有する威勢は常に勞働者階級を壓 實際に於ては、 企業者は偏

品と見做す學説の行はれたるは亦怪しむに足らす。

て勞賃制度か勞動者をして1企業上の危險を冐すことなくして、2常に定時に定額の勞賃を規則 抑したり。 蓋し産業自由制度か生産上偉功を奏したるは、 社會主義者と雖も亦認容する所、 而し

所なり。 正しく受ぐるを得せしむるは、實に彼等に取りて有利なる方法なるは自由派經濟學者の力說する 然れごも財力あり、 團結力乏しく、且法律 (Combination Law) に依て團結を禁せられたる多數の勞働者 巧慧にして、且容易に秘密に團結し得る少數の企業者か、無資にし

合も渺からさりしなり。 に對するに於ては **学働條件か往々苛重にして、勞賃の一部か事實上企業者の横奪に歸したる場** 此實際狀態は實に社會主義の資本盜奪説を釀成したるものと謂ふへし。

て識見狭く、

は前世 地位に立てるの概ありき。我國維新以後の狀態は亦之に似たるものあり。然り而して歐洲に於て 者は此産業自由及ひ勞賃制度の下に於ては却て前代の同業社組織の下に於てよりは、 此狀態は歐洲に於ては實に第十八世紀の終末より第十九世紀の終末に至るまて繼續して、 紀以來、 國に由りて遲速はあれども、 **勢働者の團體運動起りて漸く其功を奏し、前世紀の** 寧ろ不利の 勞働

末より今世紀の始に至る間に於て歐洲の殆んと總ての國は同盟罷業權及ひ勞簂組合の合法なるこ 疾病老癈の保険、 とを認むるに至りたり。而して之と同時に謂ゆる勞働者保護法は成りて勞働者の勞働時間、 は最低勞賃の如き)に關して法令の規定を見るに至り、且今次の國際平和條約に於て前揭の如 衞生の設備に向てのみならす、勞動契約の成立及ひ解除に關し又は勞賃の額(例 危險

翝 勞資の經濟的及ひ道德的性質(一)

> 第十卷 (第四號 四六五

丽

誑

き勞働尊重の大主義か確定せらるゝに至りたり。現世紀の始に於ける歐米の現狀は斯の如し、 て我國は後れ馳せ乍ら、 亦其跡を逐ひつゝあるなり。

革せられ得るものなることを示し、 なることを證せんと欲す。(未完) したるものにして、必しも恒久不變のものに非す、今後又時世の必要便宜に從ひて修補せられ改 節に於ては勞賃制度か他の殆んと總ての社會的制度の如く時世の必要便宜に應して、漸々に發達 細に調査せは、必す種々の特徴異例を發見すへして雖も、 現時文明諸國に於ける勞賃制度發達の梗概は前述の如し、若し各國各時代及ひ各職業に就て詳 而して勞賃の理論か此實際の事情を反映し又は喚起するもの 余は斯の如き研究を別論に讓りて、本